

宮若市  です。

# 病児保育を始めました

宮若市は、直方市・小竹町・鞍手町と共同で病児保育事業を始めました。入院の必要がなく病気の回復期にあつて、集団保育が困難であり、保護者が仕事などの事情で家庭で保育できない児童を病児・病後児室メリーハウス（鞍手乳児院併設）でお預かりします。利用に関する手続きは、メリーハウスにて行ってください。



## 実施施設

病児・病後児室 メリーハウス（鞍手乳児院併設）  
鞍手郡鞍手町大字新延448番地11



## 対象児童

「概ね生後4か月～小学校6年生」で宮若市に居住する児童



## 実施時間

午前7時～午後6時 ※午後6時～午後7時の間で延長保育を実施します。



## 休業日

日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日の間）



## 利用料

世帯区分		1人目	2人目以降	延長保育 (1人1回)
1	市町村民税課税世帯	2,000円	1,000円	200円
2	市町村民税非課税世帯	1,000円	500円	200円
3	生活保護世帯	500円	0円	200円
4	ひとり親世帯かつ 市町村民税非課税世帯	500円	0円	200円



※市町村民税は前年度の保護者の状況を確認します。2・3・4の世帯に該当する方は、該当することが分かる書類をメリーハウスへ提出することで上記金額で利用することができます。  
＜その他の利用負担＞ 食事代（おやつ代含む）500円 病児保育利用に関する診断書代（実費）



利用時に次のものをご用意ください。

（※持ち物には、全て名前を記入してください。）



必ずいるもの	必要なお子さんのみいるもの
<ul style="list-style-type: none"><li>・病児保育利用に関する診断書</li><li>・利用料</li><li>・保険証</li><li>・母子手帳</li><li>・印かん</li><li>・着替え（2～3枚、下着含む）</li><li>・お薬</li><li>・お薬手帳</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・登録書（事前登録がお済みでない方）</li><li>・粉ミルク（特別なミルクをのんでいる場合）</li><li>・オムツ</li><li>・おしりふき</li><li>・食事用エプロン、スタイ</li><li>・市町村民税非課税証明書</li><li>・生活保護受給証明書</li><li>・ひとり親世帯を証明できるもの など</li></ul>

利用までのながれは、裏面をご覧ください。